## 令和4年度

# ヘルスケア産業育成創出事業

ベルスケアイノベーション・チャレンジプログラム) 募集要領

### 令和4年5月

受付期間:令和4年5月23日(月)~6月10日(金)

9:00~17:00/月曜~金曜



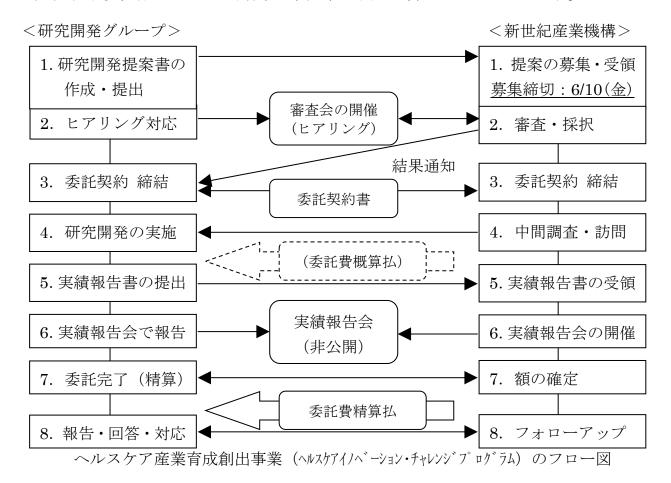
## 令和4年度 ヘルスケア産業育成創出事業 (ヘルスケアイノベーション・チャレンジプログラム) 募集要領

#### 1. 事業の目的、趣旨

本事業は、富山県内の産学または産学官グループに、<u>とやまへルスケアコンソーシ</u>アムが設定した介護施設等の現場ニーズに基づく具体的な製品テーマに関する研究開発を委託することにより、迅速に利用者視点の製品の開発を図ることを目的とするものです。また、富山県産業技術研究開発センター生活工学研究所へルスケア製品開発棟等を活用し、製品の高付加価値化を実現することも目的とします。

#### 2. 事業の概要

- (1) 当機構は、富山県内の産学または産学官のグループから、あらかじめ設定した製品 テーマに関する研究開発提案を募集します。
- (2) 当機構は、外部有識者を含めた審査委員会を開催し、優れた提案を採択し、その実施を提案者に委託します。
- (3) 当機構は、実績報告会(非公開)を開催します。
- (4)終了後、各グループは事業化・商品化に向けて努力していただきます。



#### 3. 応募対象となる製品テーマ

介護施設等のニーズ及び市場有望度の高い、下記5項目に係る製品開発を支援します。

- (1) 見守りセンサー・機器
- (2) 介護システム・介護記録機器(装置)
- (3) 機能訓練・リハビリ支援機器やサービス
- (4) 入浴支援機器
- (5) 認知症関連機器・サービス

あわせて、富山県産業技術研究開発センター生活工学研究所に整備した「ヘルスケア製品開発棟」の活用や、産学官連携によるヘルスケア分野の新技術・新商品等の開発、および事業化に資するための試作実証や技術的課題の解決に取り組む研究開発を支援します。

なお同様の内容で、国・県等の事業による補助若しくは委託等を受けようとしているもの、または過去に受けたものは対象となりません。

#### 4. 応募対象者

応募対象者は、県内企業(県内に事業所を有する企業)の研究者と県内大学等高等 教育機関、公的試験研究機関の研究者等で構成される共同研究開発グループ(以下グループ)とします。(県外企業および県外大学等の参加を認める場合もあります。)

県内企業の研究者の中からグループ代表者を選出することとし、その所属企業をグループ代表機関として、当機構との契約当事者とします。

グループ代表機関は、研究開発計画の作成・調整・管理についてグループ構成員相互の調整を行うとともに、開発成果等の普及等を主体的に行うものです。また、当機構との委託契約における受託者として、契約上の責任を有するものとします。

また、応募者は以下のいずれにも該当しないことを確認願います。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号 (以下「暴力団対策法」という)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員)という。)であると認められる者
- ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している 令和4年度 ヘルスケア産業育成創出事業

と認められる者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められる者

#### 5. 委託対象となる経費

委託対象となる経費は、取り組みを実施するために必要な旅費、通信運搬費、消耗 品費、工具器具費、(機械装置の) リース・レンタル費、ソフトウェア開発費、専門家 等謝金・旅費、外注費・再委託費、共同研究費とします。

ただし、共同研究機関が大学等の高等教育機関または公設試験研究機関の場合、共 同研究費内の直接経費(旅費、通信運搬費、消耗品費、リース・レンタル費、工具器 具費、外注費の合計額)の 10%を上限として、一般管理費を計上することができます。 なお、委託金の支払いは原則として委託金額確定後の精算払いとなりますが、委託 金の一部を概算払いとすることも可能です。

#### ①旅 費

委託業務を遂行するために必要とした国内旅行の旅費、滞在費および交通費であっ て、事業遂行団体の旅費規程等により算定された経費。ただし、高額な旅費や日当な ど一般通念上の金額を超える場合は、当機構の旅費規程に規定された金額を上限とし ます。(旅費は国内旅行に限ります。また、同一の目的で複数の研究者の旅行費用は認 めません。)

#### ② 通信運搬費

委託業務を遂行するために必要とした試料・試作品等を送付・運搬する経費であっ て、他の業務と混用されない経費。研究設備等の移動に関する費用やインターネット 保守料などは対象経費としません。

#### ③ 消耗品費

耐用年数が1年未満で税込み単価が原則として10万円未満の資材、部品、消耗品等 の製作または購入に要した経費。ただし、過剰な数量の発注など委託業務用として相 応しくないと判断される場合、費用として認められないことがあります。

#### ④ 工具器具費

耐用年数が1年以上で税込み単価が10万円未満の工具器具の購入に要した経費。 (機械設備やパソコン・事務用品等の汎用的なものは対象経費となりません。)

#### ⑤ リース・レンタル費

委託業務を遂行するために必要上やむを得ず機械装置が必要な場合は、リースまた 令和4年度 ヘルスケア産業育成創出事業 - 3 -

はレンタルで対応してください。その場合、委託業務の契約期間に該当する経費のみ 対象経費となります。

#### ⑥ ソフトウェア開発費

以下の条件に全て適合する場合に限り認めるものとし、上限は 250 万円とします。

- ア. 委託業務を遂行するために必要としたシステム・アプリ等の設計・構築等のソフトウェアの研究開発のため、自社において自ら行うデータ処理や情報処理プログラムの開発に係る部分に直接従事する時間のみ対象とします。
  - ※実績報告時に別に定める作業日報等及び作業日報記載の作業について成果物・ 資料等の作業を証明するものをご提出いただきます。

[例:基本設計書・詳細設計書、機能一覧、プログラムのリスト、計画表・作業工程表、ソースコード、テスト報告書、マニュアル等]

- ※また業務の遂行状況について国・県等の要求があった場合は、その都度速やか に報告書等を提出しなければなりません。
- (ア) 研究開発の主要な部分が自社開発であること。
  - ※手順等が既に市場で公開されているものではなく、ソフトウェア設計・プログラミング等の工程を経て新たに開発されるもの等を対象とします。
- (イ) 開発した最終成果物の商品化・事業化(クラウドコンピューティング等の利用 形態を含む)を目的とすること。
  - ※品質管理ソフト等、自社での使用目的や、研究開発の評価結果が直接的に商品化・事業化に結びつかないものは対象となりません。
- (ウ)特定の顧客(法人・個人)向けの汎用性のない研究開発ではなく、市場で広く 知られる目的での研究開発であること。
  - ※組み込みソフト開発や、極めて小範囲の情報を収集、検索するもの、既存の知見をデータベース化したもの、一品の受注生産的ソフトウェア開発のもの等は対象となりません。
- イ. 委託業務を遂行する役員(代表者は除く)及び直接雇用の従業員のうち、常態として当該ソフトウェアの研究開発に従事するともに、当該委託事業の実施に必要な知識・経験等を有する者で、事業者から毎月一定の報酬・給与が直接支払われる方の直接人件費が対象となります。

- ※採択後又は実績報告時に、登記簿謄本(役員が該当者の場合)、雇用保険被保険者証(従業員が該当者の場合)、被保険者標準報酬決定・改定通知書及び健保等級証明書(給与証明書・雇用契約書等)、就業規則、給与規程、給与台帳(給与明細)等の提出が必要となります。
- ウ. <u>時間あたりの労務費単価は、別に定める「(補足) 令和4年度人件費の算出方法」</u> を適用します。
  - ※その他定めのない事項については、原則、令和4年3月付け成長型中小企業等研究開発支援事業における 人件費の計算に係る実施細則(健保等級ルール)の例に準拠するものとします。
- エ. 当月の直接人件費(労務費単価×当月従事時間)が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が対象経費の上限となります。
- オ. 次に該当する場合、対象経費となりません。
  - (ア) 給与の支払いが振込以外の場合(現金支給は対象外)
  - (イ) ソフトウェアの研究開発に直接関係のない業務 [例:資料収集、研修、調査等]
  - (ウ) 就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働(超過勤務)
  - (エ) 休日労働(就業規則等に定められた休日に労働した時間)
  - (オ) 個人事業者の自らに対する報酬
  - (カ)給与・報酬等の支払実績書類(支払完了)が2月末日までに確認できない場合。

#### ⑦ 専門家等謝金・旅費

グループ外の専門家・アドバイザー・協力者等から知見や協力を得るために要した 経費。

なお、謝金や旅費の額が一般通念上を超える場合は、当機構の謝金・旅費規程に規定された金額を上限とします。また、専門家等謝金・旅費及び外注費・再委託費の合計額は、委託費総額の1/3を上限とします。

#### ⑧ 外注・再委託費

外注費は、明確な仕様書を作成して加工や分析試験等を依頼するもので、研究開発 要素を含まないものとします。また再委託費は研究開発・試験等の一部を外部の事業 者等に依頼する経費で、実施するものにおいて創意工夫、検討が必要なものとします。

なお、専門家等謝金・旅費及び外注費・再委託費の合計額は、委託費総額の 1/3 を 上限とします。

#### 9 共同研究費

受託者はグループを構成する共同研究者のうち大学等の高等教育機関および公的 試験研究機関と個別に共同研究契約を結んでいただき、これらの機関に共同研究費を 支出できます。

なお、共同研究費は委託費総額の1/3を上限とします。また、項目により一部補助 対象外となる場合があります(例 富山県産業技術研究開発センターの基本料等)。

#### 6. 委託期間、委託金額ならびに委託件数

委託期間	2ヵ年度以内 (委託契約日~令和 6.2.28)
委託金額	1課題当たり上限 500 万円
委託件数	2件程度

<sup>※</sup>委託金額については、提案内容の実現性や新規性、商品化・事業化の可能性、費用等を考慮して決定しますので、申請額どおりにならない場合があります。

※複数年度にわたる支援を受けるには「中間審査会」において、実施計画の進捗・成果・事業化の可能性等を勘 案して継続の可否を決定しますので、申請通りにならない場合があります。

#### 7. 実施手順

#### ① 研究開発提案書の提出

グループから当機構へ、研究開発提案書(様式1)を提出してください。

#### ② 審査・採択

当機構は、守秘義務を負った審査委員による審査委員会において、採択提案を決定します。審査にあたっては、書類審査および必要に応じてヒアリングを行い、提案内容の募集テーマとの整合性、新規性・独創性、実用化の可能性、研究開発の連携体制等を審査します。

#### ③ 研究開発の委託

当機構は、所定の契約書様式により、グループ代表機関と契約を締結し、研究開発を委託します。なお、審査委員会の結果により、委託費の減額など、採択が条件付きになる場合があります。

#### ④ 研究開発の実施

委託契約の契約後、研究グループはすみやかに研究開発を実施してください。これと並行して、企業と大学等の間に共同研究契約を締結し、その契約書の写しを当機構へ

提出してください。

#### ⑤ 研究中の中間調査・訪問

研究期間中に当機構から受託者等を訪問し、研究の進捗状況の調査を行うことがあります。その時点までに実施した研究内容と予算の執行状況について書面で説明願います。研究継続が困難と判断される場合は、当機構は委託契約の解除を行う可能性があります。また、中間調査の結果、当機構が必要と判断すれば、当機構は概算払いを行う場合があります。

#### ⑥ 研究開発の終了

#### ア. 実績報告書・支出証拠資料の提出

研究開発終了後、グループから**令和5年2月末日(初年度分)**までに、「実績報告書」、「大学等からの共同研究報告書」(実績報告書に含めることも可)、「対象経費の支出証拠資料」を提出していただきます。(令和5年度継続案件については、「令和5年度研究開発実施計画書」も提出していただきます。)

#### イ. 実績報告会・中間審査会による評価

当機構は、グループから実績報告書を受領するとともに、実績報告会を開催して評価を行います。実績報告会は、守秘義務を負った審査委員に対して、グループ代表者らが成果発表を行うものであり非公開で行います。

また、初年度末に中間審査会を開催し、1年目の成果と2年目の計画について 審査委員の評価を受けていただきます。

評価の結果、2年目の継続が「適」と認められれば、次年度の研究を継続できます。

#### ウ. 委託事業の額の確定と精算払い

当機構は提出された書類を精査し、適切に委託事業が行われていると判断された場合、委託額を確定し、受託者に委託費の精算払いを行います。

#### エ. 成果の発表等

本事業は公的な資金を使って実施している事業であることから、当機構が実施する公開の成果発表会やホームページ等で、成果の公表にご協力をいただきます。

#### オ.フォローアップ調査

委託契約終了後、2年継続事業の場合は3年間、単年度事業の場合は4年間にわ

- 7 -

たり、毎年1回グループから商品化・事業化の状況、知的所有権の取得状況等について、当機構の定める様式・期日にて報告をしていただきます。

#### 8. 成果の帰属

本事業によって得られた成果について、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利および意匠登録を受ける権利並びにこれらの実施権は、グループの構成員に帰属するものとします。

#### 9. 書類の作成

書類は、当方から提供する書式(Word、Excel 等)で作成し、所定様式に従って簡潔かつ要領良くまとめ、書類(紙媒体および電子媒体)を提出してください。なお、秘密の保持については十分に配慮します。

#### 10. 提案の方法

以下の書類を期限までに、当機構へ送付または持参してください。書類提出後、必要 に応じて事務局から質問・ヒアリングを実施することがあります。

提出部数:1部【以下の①、②を審査委員に配布し審査を実施します】

- ① ヘルスケア産業育成創出事業 (ヘルスケアイノベーション・チャレンジプログラム) 研究開発提案書の提出について (様式1)
- ② 補足資料 (図解説明、技術シーズ・知見に関する特許・論文等:上記①に追加)
- ③ グループ代表企業の会社案内等と直近の決算報告書(1期分)
- ④ ①の電子媒体(添付メールによる提出可)
  - ※ ①のうち「研究開発実施計画書」および②を併せて、10 ページ程度にまとめて ください。
- (1) 提出期限: 令和4年6月10日(金)17:00(必着)
- (2)提出先: 公益財団法人富山県新世紀産業機構

イノベーション推進センター ヘルスケア担当

〒933-0981 高岡市二上町 150 番地

富山県産業技術研究開発センター技術開発館2階

E-mail: health@tonio.or.jp

## 申請書の作成方法など、お気軽にご相談ください

## 案内図



<問い合わせ・提出先>

公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター ヘルスケア担当 〒933-0981 高岡市二上町 150 番地 富山県産業技術研究開発センター 技術開発館 2 階

TEL: 0766-24-7112 FAX: 0766-24-7122

E-mail: health@tonio.or.jp

応募様式については、以下のURLからダウンロードすることができます。

URL: https://www.tonio.or.jp/health